

北しりべし廃棄物処理広域連合公用車管理規程

制 定 平成14年8月2日連合訓令第11号

(目的)

第1条 この訓令は、公用車の管理及び運転について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 広域連合事務局に公用車管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、総務担当主幹をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、公用車の善良な管理を行い、その効率的な運用を図らなければならない。

(公用車の運転等)

第3条 公用車の運転は、管理責任者の指示によらなければしてはならない。

2 公用車を運転する者(以下「運転者」という。)は、当該車両の性能を熟知するとともに、日常点検及び必要に応じて給油又は清掃を行わなければならない。

3 前項の日常点検は、日常点検記録簿(様式第1号)により行うものとする。

4 運転者は、公用車の運転を終えたときは、必ず所定の場所に保管するとともに、速やかに、その旨を管理責任者に報告しなければならない。

5 運転者は、その日の運転状況を明らかにするため、公用車運転日誌(様式第2号)を作成し、管理責任者に提出しなければならない。

6 運転者は、その月の運転日数、走行距離等及び日常点検の状況を明らかにするため、公用車運転月報(様式第3号)を作成し、第3項の記録簿を添付して管理責任者に提出しなければならない。

(事故報告)

第4条 運転者は、公用車に係る交通事故が発生したときは、直ちに、その旨を管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、その旨を広域連合事務局長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年8月2日から施行する。

日常点検記録簿

年 月分

登録番号		月当初走行距離																												k m		運転者氏名		
順序	点検箇所	点検項目 / 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
エンジンの点検	ウインドウォッシャー	液量																																
	ブレーキのリザーバタンク	液量																																
	バッテリー	液量																																
	ラジエータ	水量																																
	エンジンオイル	油量																																
	ファンベルト	張り具合・損傷																																
車の周りからの点検	タイヤ	空気圧																																
		亀裂・損傷																																
		異常な磨耗																																
		溝の深さ																																
灯火装置(前照灯・車両灯・尾灯・制動灯・番号灯・後退灯)・方向指示器	点灯具合・点滅具合																																	
	汚れ																																	
	損傷																																	
ブレーキペダル	踏みしろ・きき具合																																	
駐車ブレーキレバー	引きしろ																																	
エンジン	かかり具合・異音																																	
	低速・加速の状態																																	
ウインドウォッシャー	噴射状態																																	
ワイパー	払拭状態																																	
その他	運転記録計	作用																																
	その他計器	作用																																
	非常用信号用具	備付																																
	自動車検査証・保険証	備付																																
工具	定位置固定の有無																																	
前日等の運転中の異常箇所	当該箇所の異常																																	
(注)	印の点検は、当該車両の走行距離、運転時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。 チェック要領 良・無し印 有・否 ×印(灯火装置及び方向指示器については、該当箇所が分かるように表示すること。)																																	

公 用 車 運 転 日 誌

年 月 日 (曜日) 天候		管理責任者	主 査	担 当	運転者	印
使 用 時 間	同 乗 者	乗車 人数	出 発 地	到 着 地	備 考	
時 分 ~ 時 分						
時 分 ~ 時 分						
時 分 ~ 時 分						
時 分 ~ 時 分						
時 分 ~ 時 分						
時 分 ~ 時 分						
時 分 ~ 時 分						
運 転 状 況	始業時間	時 分		摘 要		
	終業時間	時 分				
	走行距離	km				
給 油 量	ガソリン	ℓ				
	軽油	ℓ				
	エンジンオイル	ℓ				
	その他					
				(始業時走行距離	km 終業時走行距離	km)

(年 月分)

公用車運転月報

車両番号	
運転者氏名	印

管理責任者	主 査	担 当

運 転 日 数	日
走 行 距 離	km
使 用 燃 料	リットル
使 用 エ ン ジ ン オ イ ル	リットル
そ の 他	
給 油 所	